令和5年1月改定

社有車を 10台以上 ご使用の
事業主の皆さまへ

自動車共済
フリート契約のご案内

自動車共済には、一般的なフリート契約［包括方式（A方式）］のほかに
共済独自のフリート契約［個別方式(B方式)］があります。

所有・使用されている10台以上の自動車に、自動車共済をご契約いただくお客さまをフリート契約者といいます。
フリート契約者に対する自動車共済は、お客さまごとに掛金の割引・割増が決まる「包括方式(A方式)」か、お車ごとに割引・割増が決まる「個別方式(B方式)」を選択することができます。

えがお・つなぐ
TAM
東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

1 フリート契約者とは

フリート契約者とは、「所有・使用する自動車」のうち、ご契約期間が1年の自動車共済を契約されている自動車の合計台数が10台以上※あるご契約者をいいます。

※東北自動車共済以外の共済・保険会社と契約されている台数は含みません。
「所有・使用する自動車」のうち、ご契約期間が1年の自動車共済を契約されている自動車の合計台数が9台以下であるご契約者は、「ノンフリート契約者」といいます。

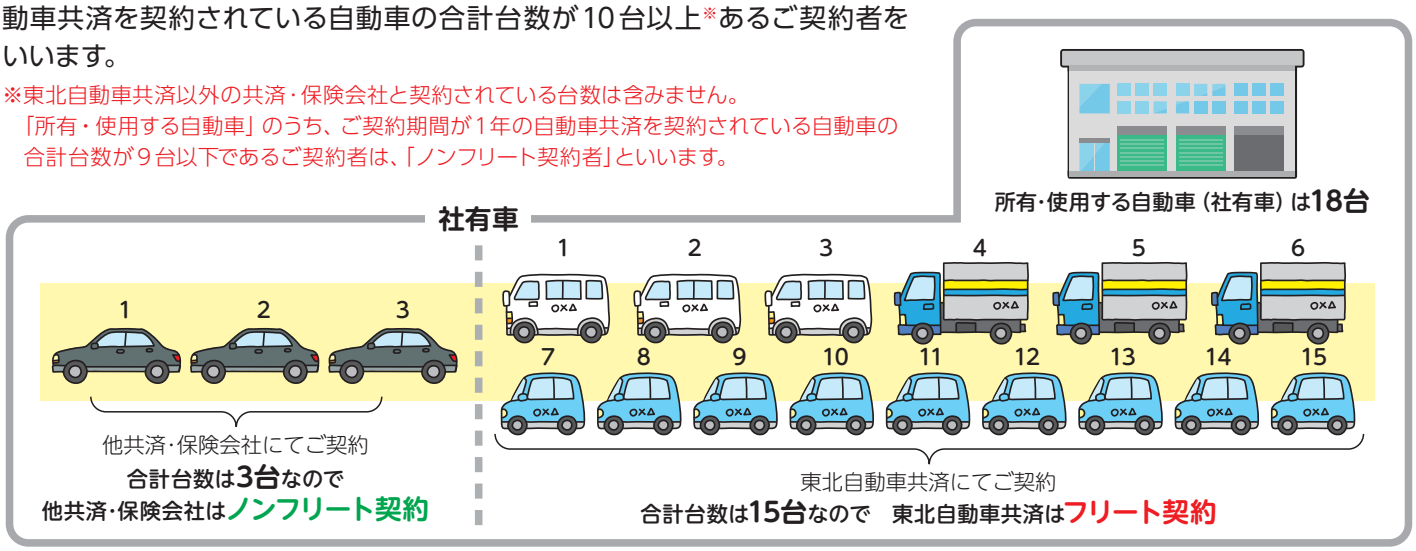

「所有・使用する自動車」のご説明

●「所有・使用する自動車」とは、ご契約者が所有し、かつ自ら使用している自動車のことです。

※ご契約者が使用している自動車であっても、会社の経営者・従業員などご契約者以外の方が所有する自動車は、「所有・使用する自動車」にあたらず、フリート契約に含めることはできません。

例

会社の経営者の個人名義の自動車

会社の従業員の個人名義の自動車

関連会社の持込自動車

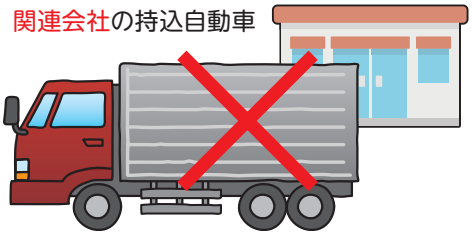

●ご契約者が「リース業者から1年以上を期間として有償で借り受けた自動車（いわゆるリースカー）」や、「所有権留保条項付売買契約により購入された自動車」も、ご契約者自ら使用していれば「所有・使用する自動車」に含まれます。

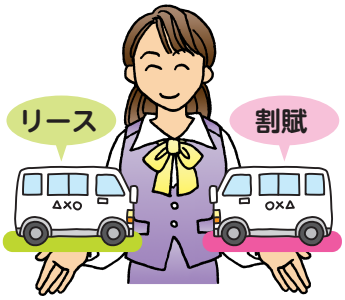

具体的には…

●自動車検査証などの「所有者欄」・「使用者欄」がご契約者名義の自動車
●自動車検査証などの「所有者欄」がリース会社、「使用者欄」がご契約者名義の自動車
●自動車検査証などの「所有者欄」が自動車販売店、「使用者欄」がご契約者名義の自動車

※「所有・使用する自動車」の実態を確認するため、自動車検査証などの資料のご提出をお願いします。

2 フリート契約とノンフリート契約の違い

フリート契約とノンフリート契約は、共済掛金の仕組みが違います。

契　　約	フリート契約		ノンフリート契約
選択方式	包括方式（A方式）	個別方式（B方式）	個別方式
割引・割増率の適用単位	ご契約者単位	自動車1台単位	自動車1台単位
割引・割増率の決定方法	①総契約台数※1、②共済金と共済掛金の比率（損害率）、③前年のフリート割引・割増率によって決まります。	①前契約のご契約期間、②ノンフリート等級別割引割増率と事故有係数適用期間、③事故件数および事故内容によって決まります。	

※1　「総契約台数」とは、ご契約期間が1年の共済契約または次回掛金率審査日を満期日とする短期契約を締結した「所有・使用する自動車」の合計台数をいいます。

フリート契約の特徴

1 ノンフリート契約とは共済掛金が異なります。

フリート契約の基本共済掛金（割引・割増率を適用する前の掛金）は、ノンフリート契約の基本共済掛金とは異なります。このため、フリート契約のお支払いいただく共済掛金はノンフリート契約と比較して安くなるケースまたは高くなるケースがあります。

（注）フリート契約は、ノンフリート契約と異なり、運転者の年齢条件を設定したり、運転者を本人・配偶者に限定した割引を適用したりすることはできません。

2 無事故の最大割引率が有利です。

フリート契約「包括方式（A方式）」の割引率は、ご契約の「総契約台数」に応じて最大で70～75%※2まで適用されます（フリート契約「個別方式（B方式）」とノンフリート契約は最大63%）。また、「共済金と共済掛金の比率（損害率）」に応じて、1年間で最大30%まで割引率が進行します。 ※2 総契約台数に応じて最大割引率・進行幅が異なります。

フリート契約の共済掛金	=	フリート基本共済掛金	×（1±	フリート割引・割増率 または ノンフリート等級別割引・割増率	−	フリート多数割引 10%	）×	その他の割引・割増

3 新たに取得された自動車にも割引・割増が取得時から適用されます。

フリート契約者となったときから一定期間経過後、新たに取得された自動車にも、フリート包括方式（A方式）の場合はフリート割引・割増率が、個別方式（B方式）の場合はフリート新規契約等級が適用されます。

（注）詳細はP.4とP.6をご参照ください。

4 10%のフリート多数割引が適用されます。

10台以上の「所有・使用する自動車」をご契約いただいた場合は、フリート割引・割増率に加え、10%のフリート多数割引が適用されます。

5 全車両一括特約をセットできます。[包括方式（A方式）・個別方式（B方式）共通]

すべての「所有・使用する自動車」をご契約いただき、一定の条件を満たす場合は、全車両一括特約をセットすることができます。

●全車両一括特約のメリット

① 事務手続きが簡単です。

・ご契約期間の途中で新たに取得された自動車も、ご契約の際に定めた用途車種ごとのご契約条件※で、お客さまの管理下に入ったときから自動的に補償が開始されます。

※フリート契約をご契約後、ご契約期間の途中で新たに取得される自動車に対して、自動的に適用する用途車種ごとのご契約条件（補償、共済金額、特約など）をあらかじめ決めていただきます。

・ご契約期間の途中で自動車を取得または廃車するなど、自動車の増車や減車があった場合でも、一定の条件を満たす場合は1か月分をまとめて翌月の一定日に、ご通知いただき（通知日）、共済掛金のお支払いをしていただきます（精算日）。増車や減車が発生する都度、手続きを行なっていただく必要はありません。なお、ご契約内容を変更する場合は、その都度ご通知・共済掛金のお支払いなどのお手続きが必要になります。

② ご契約の手続きもれの心配がなく安心です。

すべての「所有・使用する自動車」をまとめてご契約いただくため、ご契約内容を的確に把握でき、自動車の管理も容易です。

臨時代替自動車特約

記名被共済者が法人の場合、整備・修理・点検などの間の代車の事故も補償できる臨時代替自動車特約が割増共済掛金なしで自動的にセットされます。
ご契約の自動車の整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下にあって使用できない間に、代替として借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の共済金をお支払いする特約です。

（注1）借用中の自動車には、ご契約の自動車の所有者、記名被共済者、または記名被共済者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。
（注2）臨時代替自動車の損害はご契約のお車に車両共済がセットされている場合のみ、補償されます。ただし、ご契約のお車の補償範囲に限ります。
（注3）借用中の自動車の共済・保険に優先してお支払いすることができます。

3 包括方式（A方式） ご契約者ごとに、フリート割引・割増率を適用します。

方式の違い

成績計算期間中の、①総契約台数、②共済金と共済掛金の比率（損害率）、③前年のフリート割引・割増率に基づき、お客様のすべての自動車（増車を含みます）に適用するフリート割引・割増率を決定します。

メリット

●損害率（成績）が良好であれば、全体の共済掛金は安くなります。
●割引率は最大30%アップします。

デメリット

●1回の大きな事故で、全車両の共済掛金が高くなってしまう可能性があります。

割引・割増

お客様のすべての自動車（増車を含みます）に、成績（損害率）等により決定されたフリート割引・割増率を適用します。

共済契約に適用される割引・割増率	フリート割引・割増率 優良割引：上限75% ～デメリット割増：上限200%
増車の共済契約に適用される割引・割増率	フリート割引・割増率（同上） 優良割引：上限75% ～デメリット割増：上限200%
その他の割引・割増率	フリート多数割引　割引率10%

フリート割引・割増率

●包括方式（A方式）では、ご契約者毎に、成績計算期間中の、①総契約台数、②共済金と共済掛金の比率（損害率）、③前年のフリート割引・割増率に基づき、お客様のすべての自動車（増車を含みます）に適用するフリート割引・割増率を決定します。
そのため、成績計算期間中に少額の物損事故が複数発生しても、次年度への影響が少なくて済む場合がある一方、高額な治療費や後遺障害を伴う人身事故が発生した場合、その共済金の支払時期によっては、次年度だけでなく、それ以降のフリート割引・割増率にも影響する可能性があります。
●包括方式（A方式）では、総契約台数に応じてフリート割引・割増率が最大70%（総契約台数300台未満）～75%（総契約台数300台以上）まで適用されます。また、総契約台数や成績計算期間の損害率に応じて、次年度の契約に適用するフリート割引・割増率が1%刻みで決定されます。（1年間で最大±30%まで割引・割増率が進行します。）

ご注意

●フリート割引・割増率は、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、代車費用特約、臨時費用特約および弁護士費用特約の共済掛金には、適用されません。
●フリート契約者登録時に「包括方式（A方式）」でお申し込み後、「個別方式（B方式）」への変更はできませんのでご注意ください。（「個別方式（B方式）」から「包括方式（A方式）」への変更は可能です。）

4 フリート割引・割増率の仕組み

10台到達後のフリート割引・割増率は次のとおり決定されます。

（1）10台到達日※1に全車両一括特約を付帯する場合は、10台到達日の1年後の応当日を「第1回掛金率審査日」といいます。10台到達日以降この日の前日までにご契約期間が始まるご契約については、基本共済掛金はフリート掛金率を適用し、割引・割増率は自動車1台ごとに、それまでに適用されていたノンフリート等級（1～20等級）、事故有係数適用期間と事故件数に応じたノンフリート等級別割引・割増率を適用します。

※1　「10台到達日」とは、所有・使用する自動車の総契約台数が10台となった時点をいいます。

（2）第1回掛金率審査日以降、第2回掛金率審査日の前日までにご契約期間が始まるご契約については、下記の通り成績計算期間※2末の総契約台数、成績計算期間内の損害率（共済金と共済掛金の比率）、平均無事故率※3により決定されたフリート割引・割増率をすべてのご契約自動車に適用します。

※2　「成績計算期間」とは、フリート割引・割増率を決定するための損害率を計算する期間をいいます。
※3　「平均無事故率」とは、成績計算期間末のノンフリート等級別割引・割増率を用いて算出します。

（3）第1回掛金率審査日の1年後の応当日を第2回掛金率審査日とし、以後同様に、成績計算期間末の総契約台数、成績計算期間内の損害率、前年のフリート割引・割増率により決定された割引・割増率を適用します。

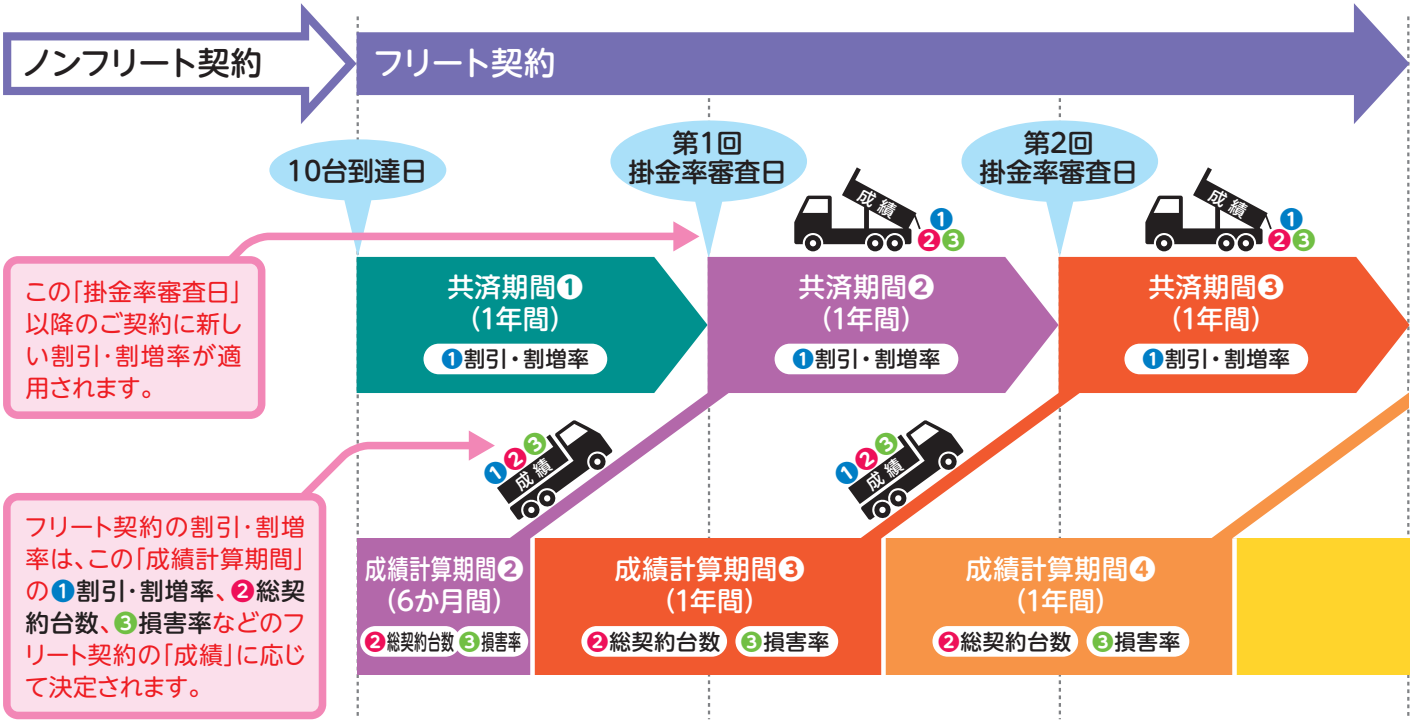

成績計算期間

第1回掛金率審査日と第2回以降では、成績計算期間が異なります。

成績計算期間	
第1回掛金率審査日	第2回掛金率審査日以降
10台到達日の属する月の1日から6ヶ月間	掛金率審査日の属する月の1日の6ヶ月前の過去1年間

5 個別方式(B方式)

自動車1台ごとにノンフリート等級別
割引・割増率を適用します。

共済独自

方式の違い

一般のノンフリート契約と同様、前契約共済期間中の事故の件数・種類に基づき、
自動車1台ごとにノンフリート等級別割引・割増率を適用します。

メリット

●等級がダウンし、共済掛金が高くなるのは、事故を起こした車両に限定されます。
●大きな事故でも、全車両の等級には影響せず、共済掛金の総額は安定的です。

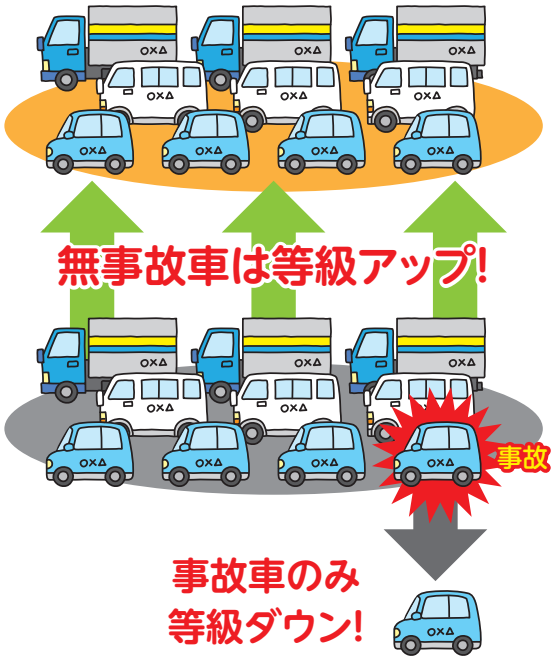

デメリット

●包括方式(A方式)と比較して、割引率の上限がやや低く、割引率の進行も緩やかです。

割引・割増

お客様の自動車1台ごとに、事故の種類・件数に応じたノンフリート等級別割引・割増率を適用します。

共済契約に適用される割引・割増率	ノンフリート等級別割引・割増率 20等級(割引63%) ～ 1等級(割増108%)
増車の共済契約に適用される割引・割増率	フリート新規契約平均割引・割増率 フリート新規契約等級
その他の割引・割増率	フリート多数割引　割引率10%

個別方式(B方式)の 掛金率審査日 と 成績計算期間

個別方式(B方式)は、掛金率審査日は毎年10月1日とし、成績計算期間末日は毎年3月31日とします。
つまり、第1回掛金率審査日(10月1日)におけるフリート新規契約等級は、成績計算期間末日(3月31日)の契約台数によって計算します。但し、予約台数を含めて10台以上の台数があることを条件とします。

	包括方式(A方式)	個別方式(B方式)
掛金率審査日	10台到達日の1年後の応当日(第2回以降)	毎年10月1日
成績計算期間	掛金率審査日の属する月の1日の6ヶ月前の過去1年間	4月1日～3月31日 (=掛金率審査日の属する月の1日の6ヶ月前の過去1年間)

ご注意

ノンフリート等級別割引・割増率は、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、代車費用特約、臨時費用特約および弁護士費用特約の共済掛金には、適用されません。

6 フリート新規契約等級（平均割引・割増率）の仕組み

フリート新規契約等級（平均割引・割増率）の決定方法

フリート新規契約等級は、以下の計算式により得た「フリート新規契約平均割引・割増率」を「ノンフリート等級読替表」により読み替えて、前契約のない増車の共済契約に適用します。

計算式と等級読替表

フリート新規契約平均割引・割増率※ ＝（1 − 成績計算期間末において適用されているノンフリート等級別係数（無事故係数または事故有係数）の合計 ／ 成績計算期間末における総契約台数）× 100

※事故有係数適用期間は0年
小数点以下切り捨て

ノンフリート等級読替表

フリート新規契約平均割引・割増率	フリート新規契約等級
60以上	20
57～59	19
56	18
55	17
54	16
53	15
52	14
51	13
49～50	12
47～48	11
45～46	10
41～44	9
33～40	8
20～32	7(F)
8～19	6(F)
0～7	5
▲1～▲3	4
▲4～▲23	4
▲24～▲51	3
▲52～▲86	2
▲87以上	1

①右の表から、お車ごとのノンフリート等級別係数を足して台数で割ります

上の計算式に当てはめて得られたフリート新規契約平均割引・割増率を

②左の表を使ってフリート新規契約等級に読み替えます

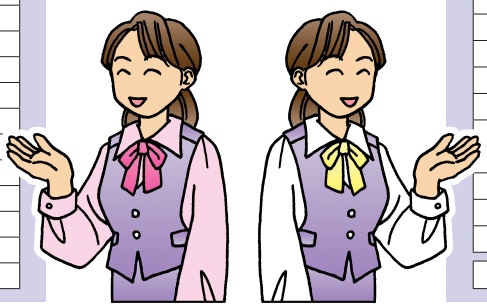

ノンフリート等級別係数

等　級	無事故係数	事故有係数
20	0.37	0.49
19	0.43	0.50
18	0.44	0.54
17	0.45	0.56
16	0.46	0.68
15	0.47	0.72
14	0.48	0.75
13	0.49	0.76
12	0.50	0.78
11	0.52	0.80
10	0.54	0.81
9	0.56	0.82
8	0.62	0.85
7(F)	0.73	0.86
6(F)	0.87	
5	0.98	
4	1.07	
3	1.38	
2	1.63	
1	2.08	
6(S)	1.03	

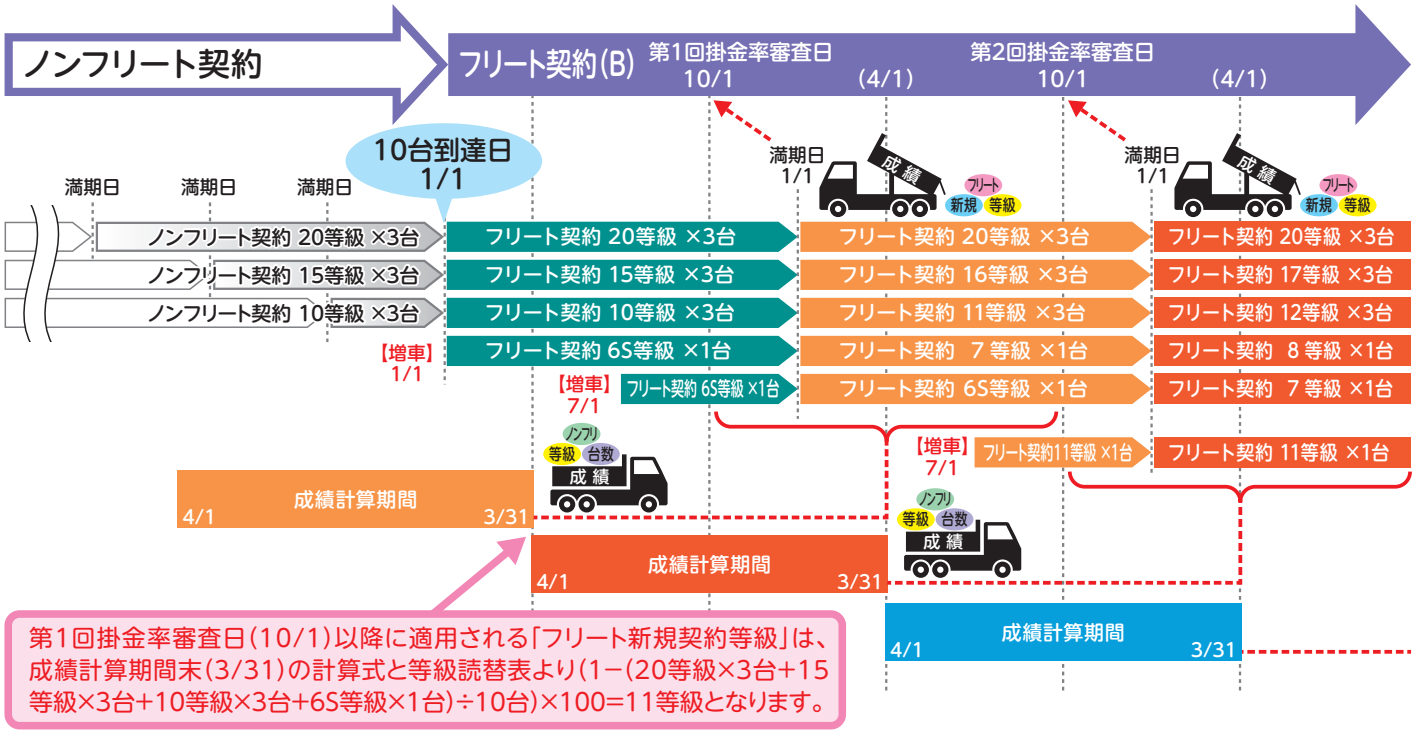

第1回掛金率審査日（10/1）以降に適用される「フリート新規契約等級」は、成績計算期間末（3/31）の計算式と等級読替表より（1−（20等級×3台+15等級×3台+10等級×3台+6S等級×1台）÷10台）×100=11等級となります。

※成績計算期間末（3月31日）で得られた「フリート新規契約等級」は、6ヶ月後となる掛金率審査日（10月1日）以降の前契約のない増車の共済契約に適用されます。4月1日以降に共済期間がスタートする新規のフリート契約個別方式（B方式）の場合、第1回掛金率審査日（翌年10月1日）までの前契約のない増車については、フリート新規契約等級として6S等級が適用されることに注意が必要です。

7 フリート契約のQ&A

Q1 「所有・使用する自動車」が10台以上あってもノンフリート契約のままにしておくことはできますか？

A1 ご契約期間が1年の自動車共済を契約されている場合は、ノンフリート契約のままにしてくことはできません。自動車共済をご契約いただく「所有・使用する自動車」が10台以上のご契約者は「フリート契約者」となりますので、ご契約期間の初日が10台到達日以降のご契約はフリート契約としてご契約いただきます。

Q2 「所有・使用する自動車」が10台になったら、現在契約しているすべての契約をすぐにフリート契約へ変更しなければいけないのですか？

A2 [全車両一括特約をセットされる場合]

現在契約しているすべてのご契約の共済期間を統一して、フリート契約としてご契約いただきます。

[全車両一括特約をセットされない個別方式(B方式)の場合]

更新日（ご契約期間の末日）まで、現在のご契約（ノンフリート契約）のまま継続していただくことも可能です。この場合は、10台到達日以降、更新するご契約からフリート契約としてご契約いただきます。10台到達日以降、新たに取得される自動車は取得されたときからフリート契約としてご契約いただきます。

Q3 繁忙期のみ使用する車両を、1年未満の短期間で契約します。この契約も「総契約台数」に含まれますか？

A3 「総契約台数」とは、ご契約期間1年以上の自動車共済を締結した「所有・使用する自動車」の合計台数をいいますので、短期契約を締結している自動車は、原則として「総契約台数」に含まれません。ただし、掛金率審査日を満期とする短期契約などは「総契約台数」に含みます。

また、次の場合は「総契約台数」に含まれません。

●保険会社、JA共済など他の共済でご契約になっている自動車　●ドライバー保険

お見積りに際して

既にフリート契約として他の保険会社で締結されているご契約をお見積りする場合は、次の書類が必要となります。

必要書類

東北自動車共済で「フリート割引・割増率」または「ノンフリート等級別割引・割増率」を算出するための確認資料

・他社の料率決定通知書(写)※

・他社の保険証券(写)※など

※ご契約者名、ご契約期間、割引・割増率が確認できる資料にかぎります。

事故受付サービス・ロードサービス

事故受付専用ダイヤル

24時間365日、いつでも、どこからでも通話料無料でご利用いただけます。

事故受付専用

24時間　ムジコ

0120-24-6250

充実のロードサービス

ご提供となるロードサービスにつきましては、ご契約内容によりサービスが異なります。詳しくは代理所または当組合までお問い合わせください。

ロードサービス専用

0120-80-6324

●お問い合せは

えがお・つなぐ
TAM 東北自動車共済
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL 022-264-1188　FAX 022-264-1166
https://www.tohokujikyo.jp/

代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

（TJK(業)01　2022.11）-02